

災害時における放送等に関する協定

浦安市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコム千葉(以下「乙」という。)は、災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。)又は防災(同条第2号に規定する防災をいう。)に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(要請の手続)

第1条 甲は、浦安市域で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、乙に対して速やかに災害情報の放送を行うよう要請することができるものとする。

2 甲が前項の要請を行う場合は、乙が別に定める災害情報放送要請書により、メール又はファクシミリを用いて行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに災害情報放送要請書を提出するものとする。

3 前項の要請の連絡は、乙の指定する方法によるものとする。

(災害情報の放送)

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、放送の形式、内容及び時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(情報の活用)

第3条 甲が、インターネットや広報紙等で発信した情報(コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等)及び第1条第1項の規定により乙に放送を要請した災害情報について、乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

(協力体制の整備)

第4条 災害時における協力体制を整備するため、平時から甲乙相互に防災計画の状況、協力要請事項等について情報交換に努めるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日からその最初の3月31日までの間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とするものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(その他)

第7条 災害時における放送要請に関する協定書(平成8年4月1日)は、本協定の締結日をもって廃止するものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2017年12月1日

甲 千葉県浦安市猫実1丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田 悅嗣

乙 千葉県浦安市入船一丁目5番2号
NBF新浦安タワー17階
株式会社ジェイコム千葉
代表取締役社長 渡部 弘之